

未来につたえよう
ふるさと
南島原市の文化財 Vol.4



井手口キリシタン墓碑

井手口キリシタン墓碑（深江町）

島原鉄道深江駅を降りるとすぐのところに井手口墓地があり、その一角に8基のキリシタン墓碑が置かれています（ほか1基は深江中学校に移設）。墓碑のうち3基には刻銘があり、以下の銘文が読み取れます。

- ・「慶長拾六(1611)年 拾月十五日 るしや」
- ・「慶長十九(1614)年正月十三日 八左衛門かすはる」
- ・「元和四(1618)年 齊藤かすはる 一月十四日」

島原の乱以前の深江町におけるキリシタン信仰の状況は詳しく知られていませんが、これらの墓碑は当時の信仰の様子を伝える数少ない資料として貴重

なものといえるでしょう。深江城主安富氏は熱心な仏教徒であったとも伝えられており、安富氏が深江を去った天正12(1584)年以降、深江でのキリシタン信仰が隆盛したのではないかと考えられています。『島原一揆松倉記』によると、1637年の島原の乱当時には深江全体で316戸、1824人の在籍があり、うち277戸、1640人がキリシタンであったと記録されています。

- 所在地：長崎県南島原市深江町井手口墓地
- 交通：島原鉄道深江駅下車

ガスをご利用の皆様へ ガス事故を防ぐための注意事項

ガスによる死亡事故の大半は、ガス機器から発生した排気に含まれている**一酸化炭素**によるものです。一酸化炭素は毒性が強く、**わずかな量でも死に至る**こともあります。日ごろからの注意で、事故を防ぐことができます。

ガス機器をご使用の際は、「換気扇をまわす」「窓を開ける」など、換気を心がけましょう。

ガスが燃えるには、外からの空気が必要です。換気をしない場合、一酸化炭素中毒により死に至る可能性があります。

換気不足により、最近10年間で、死亡事故を含む64件の事故が発生しています。

屋外設置式のガス機器であれば、一酸化炭素中毒による死亡事故を予防することができます。

屋外設置式のガス機器や安全機能（不完全燃焼防止機能）が付いているガス機器であれば、一酸化炭素中毒による死亡事故を予防することができますので、取り替えをおすすめします。

詳しくは、メーカーまたはご利用のガス会社・LPGガス販売店までお問い合わせください。また、ガス警報器を設置すると事故防止により効果的です。

煙突（排気筒）のついたガス機器をご使用の場合、煙突が外れることにより、死亡事故に至る可能性があります。

一酸化炭素を含んだ排気が漏れて、中毒により死に至る可能性があります。

煙突のはずれなどにより、最近10年間で、死亡事故を含む26件の事故が発生しています。

煙突がはずれしていないかなど、日頃からご自身で確認しましょう。



・外れていないか
・穴が空いていないか
・グラグラ動かないか

・鳥の巣や落葉などで詰まっているか

・強風や大雪のあとは、はずれ・壊れがないか

経済産業省 原子力安全・保安院
<http://www.meti.go.jp/>

「振り込め詐欺」の被害防止 南島原警察署

「振り込め詐欺」は全国各地で発生し、本県でも特に平成15年11月頃から連続して発生しています。犯行は東京都を始めとする首都圏を中心として行われ、それに対し被害は、本県を含め全国にわたるといった構図となっており、その手口も年々巧妙化・悪質化しており、被害額も多額になってきています。

振り込め詐欺の種類!! あなたは、だまされていませんか？

オレオレ詐欺

子ども、夫等の親族や警察官や弁護士等を装い、交通事故の示談金やトラブル等の和解金名目で現金を要求し、振り込ませ騙し取るものです。

架空請求詐欺

ハガキ、FAXやインターネットを利用し、架空の事実を口実として料金を請求し騙し取るものです。

融資保証金詐欺

ダイレクトメール、電話や雑誌（週刊誌）などで勧誘し、融資を申し込んだ客に対し、保証金や手数料等の名目で現金を騙し取るものです。

被害の状況!!

●長崎県内の被害状況

（平成18年11月末）

**334件認知
約3億4,414万円被害**

●南島原市内の被害状況

（平成18年12月末）

**15件認知
約2,278万円被害**
（対前年比+1件認知・+543万円被害）

被害にあった場合は!!

- 被害にあったらすぐに最寄りの警察署、交番、駐在所に届けましょう！
- 被害届を出す場合は、振り込み明細票など関係書類をそろえておきましょう！

被害に遭わないために!!

●うまい融資話には乗らない！

相手から融資を受ける前に保証金や預託金としての現金振り込みの要求には応じない

●すぐに現金を振り込まない！

脅迫めいた言動があっても、動揺してすぐにお金を振り込まないお金を振り込む前に家族や警察に相談する

●電話を切ったら、本人だけでなく、複数の家族に連絡を！

必ず連絡を取り合って確認をする。



平成19年
4月から

森林を健全な姿で次の世代へ引き継ぐために

『ながさき森林環境税』が導入されます

県民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

森林は水資源をはぐくみ、山地災害を防ぐほか、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしを支えています。ところが、最近では手入れが困難となり、荒廃が進んでいます。そこで、今回県民みんなが恵みを受けている森林を、元気な姿で次の世代に引き継ぐため、「環境重視」「県民協働」の視点に立った森林づくりの財源として導入されるものです。

ながさき森林環境税に関するお問い合わせ

長崎県農林部林務課 ☎095-895-2983
長崎県総務部税務課 ☎095-895-2214
ホームページ：<http://www.suisan.n-nourin.jp/oh/topix/rinmu-2.htm>

森林を守り育てる取り組み

- ・「水源の森」の整備
- ・樹木の育成のための環境整備
- ・森林づくり活動の支援



県民税に加算して納めていただきます

個人 県内に住所、家屋敷がある人
税額 **年額 500円**
（ただし、高齢者の方は平成19年度に限り300円）
※県民税均等割額が非課税の人には課税されません

法人 県内に事務所等がある法人など
税額 **県民税均等割額の5パーセント相当額**
（資本金などの額により、1,000円～40,000円）